

～名義変更がお済みでない不動産はありませんか？～

## 「相続登記」の申請が 義務化されることになりました

拝啓 突然のお便りにて、失礼致します。

過日、相続登記の申請に期限はありませんでしたが、令和6年4月1日からは原則「不動産の取得を知った日から3年以内」に相続登記の申請をすることが法律で義務付けられましたので、ご案内いたします。(正当な理由のない申請漏れには10万円以下の過料の罰則の可能性あり)

- 『亡くなられた人の名義のまま、手続きしていない土地がある。』
- 『誰が建物を相続するのか、まだ決まっていないが、申請だけはしておきたい』等、

登記に関するご質問がございましたら、下記までお気軽にご連絡ください。 敬具

司法書士法人 えん道グループ

☎ 0120-940-963

(相続手続パートナーに繋がります)



〒331-0814

埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目489番地1  
日勝堂ビル2F